

経 営 理 念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として市（区）町村社協をはじめ福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

経 営 方 針

近年の少子高齢化時代にあたって、介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の施行など制度の基本的仕組みが大きく変わり、福祉サービスは段階的に都道府県から市町村に実施主体が移行され、身近なところで福祉サービスが利用できるようになっております。また、民間業者等の参入などの規制緩和が進められ、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中で福祉サービスを利用する高齢者、障害者等の意識も自己選択・決定により利用者本位へ変化し、福祉に対するニーズは多様化する傾向にあり、地域福祉の推進を担うことになる市町村、市（区）町村社協、福祉団体、NPO法人、民間業者等が提供する福祉サービスの質の向上・充実が求められています。

一方では、国、県の財政的な問題もあり、従来都道府県・指定都市社協を対象にした事業も重点事業や先駆的・試行的事業等に配分する流れが想定されるなど、社協の取り巻く環境も変化しております。

県社協は、このような社会福祉の環境の変化を踏まえつつ、宮城県、市町村との調整機能を果たしながら、市町村社協及び福祉団体等との連携・協働により、地域を中心に時代に即した新たなニーズを踏まえて、地域福祉事業を推進し、誰もが地域で人権を保障され安心して生活できる環境づくりの総合的な支援を行ないます。

また、県社協では指定管理者制度下での県立社会福祉施設等の経営にあたり、その役割を認識し適正な事務事業の推進に努めます。しかし、経営上は財政的に大変厳しい中での自主・自立的経営を求められている状況にあり、財政基盤の強化が喫緊の課題となっています。

以上の状況を踏まえ、次の方針を掲げ取り組むものです。

I 地域福祉の総合的な推進

- 1 市（区）町村社協等の支援は、職員同士の協働での「社協活動実践研究委員会」の運営や社協活動継続支援事業を推し進めるとともに、階層別研修会の開催や地域福祉活動計画策定委員会等へ職員の派遣を行ないます。

また、各種福祉団体との連携・協働で地域福祉の推進や新体系サービス移行等支援事業（障害者自立支援法）等の展開をとおして、時代に即した新たなニーズを探りながら、課題等を共有化し、福祉施策への要望・提言します。

地域で暮らす高齢者や障害者等の自立の視点からセーフティネット支援として、市（区）町村社協等と連携のもと生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業（まもり～ぶ事業）を積極的に展開するとともに、大規模災害時における県災害ボランティアセンターを円滑に運営するため関係機関と連携し、その体制整備に努めます。

みやぎボランティア総合センターでは、個人、団体等のボランティアの市民活動の活性化を図るため、市（区）町村社協や各種団体と連携を強化し支援するとともに、地域指定福祉教育事業をとおし先駆的实践を行ないます。

相談事業については、高齢者及びその家族が抱える一般相談や専門相談等の実施や障害者市町村相談支援事業を展開し、ニーズに即した支援を行ない、福祉の増進に努めます。また、障害者が地域で自立して暮らすために就業・生活支援事業を推進します。

身体拘束廃止の相談・研修では、和風園に身体拘束廃止相談センターを設置し、窓口相談をはじめ、移動相談や指導者養成研修等を行ないます。

いきいきシニアの活力を生かした社会参加を促進するため、「宮城いきいき学園」の生きがい・健康づくり等の学習をとおして地域活動ができる人材を育成するとともに、高齢者のスポーツ・文化等の普及を目指し、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣やシニア美術展を開催します。また、会員制による「いきいきSUNクラブ」の運営や自主運営組織「みやぎエルダーネット」の支援を行ないます。

中国帰国者支援・交流センターでは、中国帰国者を対象に日本語学習、交流事業、相談事業、就労等の支援を行ない、自立に向けて取り組みます。

- 2 社会福祉事業所が福祉サービスを利用する高齢者や障害者等の多様なニーズに対応し、良質なサービスを提供できるよう、「介護サービス情報の公表に関する調査事業」や「福祉サービス第三者評価事業」を中立・公平な立場から客観的に実施します。

II 社会福祉従事者等の育成と人材確保

- 1 社会福祉従事者等が時代のニーズに対応でき、良質な福祉サービスを提供できるよう介護支援専門員関係研修やサービス管理者養成研修等の専門的な研修をはじめ、体系的な現任研修等を企画・実施します。
- 2 福祉分野の雇用環境の変化により雇用離れ傾向を考慮し、福祉人材無料職業紹介事業を介して福祉人材の確保と斡旋を行なうとともに、福祉従事者の身分待遇等の向上を目指し、雇用環境の改善について福祉施策へ要望・提言していきます。また、福祉人材センターのネットワーク機能等を活用し、障害者の雇用啓発と促進に努めます。
- 3 社会福祉従事者を対象に独自支援事業として、健全で効率的な経営が推進できる体制づくりのため経営の専門相談等を実施します。

III セーフティネット機能の発揮

- 1 県社協が経営する社会福祉施設等で虐待や処遇困難、ホームレス等最も支援の必要な方々を緊急一時等で受入れを行ない関係機関等との調整・連携のもと支援を行ないます。
- 2 災害時等の被災者や要援護者等の緊急保護や関係機関等の人的要請により被災地へ職員を派遣し、復旧等の支援を行ないます。
- 3 地域で暮らす高齢者や障害者等の自立促進の視点から生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業（まもり～ぶ事業）等を積極的に展開します。（再掲）

IV 指定管理施設等の適正な運営

- 1 障害者施設では、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの新事業体系への移行を優先的に取り組むとともに、利用者の個別支援計画を基に生活支援を中心にした介護及び創作活動や生産活動、就労訓練等を行ない、自立の促進に努めます。また、精神障害者の社会的入院解消に向けて、利用者の主体性に基づいた生活訓練や職場実習等をとおし自立支援に取り組みます。

さらに、障害者やその家族等のニーズに対応した支援を行なうため、発達障害者支援センターの運営や重症心身障害児（者）通園事業等を展開します。

- 2 高齢者施設等では、特に後期高齢者が増加傾向にあり、利用者及びその家族等のニーズが多様化している現状を踏まえ、特別養護老人ホームにおいては、24時間支援体制で介護と看護が連携し、医療機関の協力のもと利用者のニーズに即した質の高いサービスを提供します。また、養護老人ホームでは地域生活への移行を促進するため、宿泊体験や日中活動等をとおして心身の機能回復に努めます。

介護研修センターでは、介護者等への各種研修を実施するほか、専門職の配置により相談

者のニーズに合わせた福祉用具の紹介や住宅改造等の相談を実施し、高齢者の自立を支援します。

V 適正な法人運営と経営基盤の強化

- 1 コンプライアンス（法令遵守）経営を推進するため、倫理綱領の実践，身体拘束に至らない支援等による質の高いサービスを提供するとともに、経営上のリスク管理の徹底を図り事故防止への取り組みや法人が提供する福祉サービスに対する相談・苦情等に適切な対応に努めます。また、事業と財務の状況等をホームページ等で公開し、経営の透明性の確保を図り適正な法人運営に努めます。
- 2 自主・自立的経営を目指し、基金、資金を適正に運用・管理し、積立金、引当金等を計画的確保に努めるとともに、指定管理者制度下での中長期ビジョンの策定をはじめ、経営分析や人事制度の見直し、事業評価等を実施するなど経営基盤の強化を図ります。
- 3 時代の変化に対応できる職員を育成するため、幹部職員をはじめ非正規職員の研修を強化し、スキルの向上を図ります。
- 4 社会福祉会館及びなかやま山荘の経年劣化・老朽化に伴う改修工事を実施し、安全且つ衛生上の対策を講じ、利用する方々に安心・快適な環境の提供に努めます。

事業計画総括

I 地域福祉の総合的な推進

- 1 地域福祉推進の要である市(区)町村社協の活動に対し、県・市町村との連携調整も含め、各種福祉団体、NPO法人等との連携・協働により、地域住民のニーズに対応した事業等を展開し、誰もが地域で安心して暮らせることができるまちづくりをめざして総合的に支援します。

(1) 市(区)町村社協支援事業

- イ 県社協と市町村社協の職員等が協働で地域福祉事業等をめぐる課題に注視し、社協の体制整備をするため「社協活動実践研究委員会」で調査研究を行ないます。
- ロ 学識経験者等外部から有識者を交え、各市(区)町村社協の実施事業活動に係る調査研究を協働で進めるとともに、分析・評価方法の確立を目指します。
- ハ 市町村社協の役職員を対象とした階層別研修会等の実施や地域福祉活動計画策定委員会等の会議に職員を派遣するなどの支援をします。
- ニ 「第4回社協フォーラム」の開催をとおして「社協活動実践研究委員会」による研究成果の発表とパイロット（先導）的取り組み事例の紹介等による今後の社協事業展開に係る検討・協議を行ないます。

(2) 各種団体との連携・協働

施設法人や各種団体との連携・協働での地域福祉を推進するとともに、新体系サービス移行支援事業（障害者自立支援法）等の展開をとおして、小規模作業所に対して個別給付や地域活動センターなど新たなサービスへ円滑に移行できるように支援します。そうした中で、時代に即した新たなニーズを探りながら、課題等を共有化し、福祉施策への要望・提言します。

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、離職者等の自立支援の視点から適正な貸付を行なうとともに、債権管理の徹底を図ります。また、昨年度に創設された「要保護世帯向け長期生活福祉資金貸付制度」について、市(区)町村社協や関係機関等と密接な連携のもとに適切な貸付業務を実施します。

(4) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者や精神障害者等の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等のサービス提供の推進を図るとともに、より身近な地域の中で即応性のあるサービスが提供できるようにするため、段階的に「基幹的社協方式」への移行に努めます。

(5) 宮城県災害ボランティアセンターの体制整備

災害時における県災害ボランティアセンターの設置訓練を県、市町村、市(区)町村社協及び関係機関との連携の下に実施するとともに、市(区)町村社協ボランティアセンター設置訓練の支援及び災害時における市(区)町村社協行動指針に基づく要援護者等の支援体制の整備を図り、大規模災害時において迅速な対応ができるよう備えます。

(6) ボランティア・市民活動の推進

- イ 個人、団体等のボランティアに対し、ボランティアコーディネーター研修、各種講座や各種助成等の支援を行なうとともに、市(区)町村社協や各種団体（組織）との連携を強化するなど、市民活動の活性化を図ります。
- ロ 昨年度より3ヵ年の指定を行ない市町村社協との協働のもと実施している「地域指定福祉教育推進事業」をとおして、子どもたちを対象として地域組織を巻き込み、地域福祉を意識した福祉教育の実践を行ない、先駆的取り組み事例として示し、市町村社協全体のレベルアップを目指します。

(7) 相談事業の実施

- イ 高齢者及びその家族が抱える保健、福祉、医療等にかかる様々な心配事や悩み事や生きがい、健康づくり等の一般相談や専門相談等に応じるとともに、市町村等の相談体制を支援することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図ります。
- ロ 市町村から受託した相談支援事業として、対象市町村に居住する障害者やその家族からの日常生活や福祉サービスに関する様々な相談に対応し、利用者のニーズに即した支援を行います。
- ハ 障害者の就業・生活を支援するために個別支援プランに基づいて、職場実習や職場定着支援をはじめ、事業所開拓及び関係機関との連携の下、障害者の自立に向けた支援を推進します。

(8) 身体拘束廃止の相談・研修

身体拘束廃止相談センター（和風園に設置）による相談窓口、現場相談、移動相談、指導者養成研修及び身体拘束体験講習等を実施し、質の高い介護サービスが提供できるよう推進します。

(9) 高齢者の社会参加の促進

- イ 宮城いきいき学園（仙南校、大崎校、石巻校、気仙沼・本吉校、登米・栗原校）における幅広く且つ専門的な学習や体験をとおして地域社会の発展に寄与できる高齢者のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ロ 高齢化社会において、豊かでいきいきとした生活の実現に資するため、会員制による各種情報の発信とサービスの提供を「いきいきSUNクラブ」の運営をとおして実施します。
- ハ 退職サラリーマン等の自主運営組織の「みやぎエルダーネット」が企画・運営するボランティア活動等の地域参画事業の支援を行ないます。
- ニ 高齢者のスポーツ・文化の全国大会である全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手の派遣やシニア美術展を開催するほか、平成25年度全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催県として関係機関と連携し、高齢者のスポーツと文化の普及・推進に努めます。

(10) 中国帰国者支援・交流センターの運営

中国帰国者一世、二世、三世で高齢化や言葉、生活習慣から就労はもとより、社会的自立が困難な状況の方々に対し、日本語学習支援、交流事業、相談事業等を実施して自立に向けた支援を行ないます。

2 介護サービス情報の公表制度の調査機関及び福祉サービス第三者評価事業の評価機関として、社会福祉事業者が良質なサービスを提供するように取り組みます。

(1) 介護サービス情報の公表の調査実施

介護保険の理念に基づき、「介護サービス情報の公表の指定調査機関」として中立公平な立場から調査を行い、事業者が提供する介護サービスの質の確保に努めます。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の実施

福祉サービスの質の向上を目的とした「福祉サービス第三者評価事業」の評価機関として客観的・専門的な立場から評価体制の整備を進め評価事業に取り組みます。

II 社会福祉従事者の育成と人材の確保

1 社会福祉従事者を対象に専門研修をはじめ各種研修等をとおして 質の高い福祉サービスが提供できる人材の育成に努めます。

(1) 専門性の高い研修を実施

介護支援専門員関係研修やサービス管理責任者養成研修等の実施により時代のニ

ズに対応できる専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

(2) 県受託研修機関としての各種研修の実施

福祉従事者が良質な福祉サービスを提供できるよう、体系的に現任研修や専門研修を効果的に企画・実施します。

2 福祉分野での雇用環境の変化で、雇用離れ傾向を考慮しながら、潜在するマンパワーの掘り起こしなど、福祉人材の確保と就労斡旋に努めます。

(1) 福祉人材無料職業紹介事業

福祉分野における雇用環境の変化の中で、潜在するマンパワーや就労希望者の資格や経験などを的確に把握し、人材を必要とする事業所のニーズに合わせた職業紹介と斡旋を行ないます。

(2) 障害者雇用の啓発と促進

福祉人材センターのネットワーク機能の活用や県社協が実施する障害者就労・生活支援等との連携により、障害者雇用の啓発と促進に努めます。

3 社会福祉事業者を対象に経営に関する専門的な研修等を実施するなど、円滑な経営・事業運営ができるよう支援します。

(1) 経営に関する専門的な研修の実施

介護保険事業の効率的運営を目指す、専門的・改革的な連続研修等の健全な福祉施設等の経営に向けた専門的視野に立った研修の実施及び福祉施設等及びその経営法人・団体に対し事業運営・財務管理・人事労務管理等に関する専門的な助言指導を行ないます。

III セーフティネット機能の発揮

1 県社協が経営する社会福祉施設等では虐待や処遇困難、ホームレス等の最も支援を要する方々の緊急受入れを行ない、積極的に支援します。

(1) 最も支援を必要とする方々の受入れ

虐待等による利用者の緊急保護をはじめ、処遇困難な障害者等の受入れを行ない、関係機関等との調整・連携のもと支援に努めます。また、ホームレス支援の一助として行政機関等と連携し、緊急一時保護で受入れを行ない居宅生活等への円滑な移行に努めます。

(2) 関係機関等との支援会議の開催

支援会議を通して、最も支援が必要な方々に対しての支援のあり方についても検討して、できる限り地域で生活できるように支援します。

2 県社協が経営する社会福祉施設等を利用して、災害時における被災者等の要援護者の緊急保護を行ないます。

(1) 災害時の被災者等の緊急保護の実施

災害時等の被災者等の要援護者の緊急保護を実施し、早期の自立支援に努めます。また、和風園として、新たに構築される「宮城県・仙台市老施協高齢者緊急ネットワーク」において中核的な役割を果たします。

(2) 被災地への職員派遣

被災地からの被災者等の要援護者の支援に伴う人的要請に対し、県社協の職員や災害ボランティアについての知識が豊富な職員を派遣し、復旧等の支援を行ないます。

3 地域で暮らし福祉サービスの利用援助を必要とする高齢者、障害者及び低所得者等の自立

生活を支援します。

(1) 日常生活自立支援事業（まもり〜ぶ事業）（再掲）

(2) 生活福祉資金貸付事業（再掲）

IV 指定管理施設の適正な経営

1 障害者施設等では障害者自立支援法に基づく、新事業体系への移行に取り組むとともに、利用者及びその家族等のニーズに即した支援を推進します。

(1) 障害者自立支援法に基づく新事業体系への移行推進（船形コロニー・第二啓佑学園）

障害者支援施設において、個別支援計画に基づいた日中活動支援と生活（施設入所）支援に取り組みます。

(2) 障害者等が地域で安心して暮らせる支援（船形コロニー・第二啓佑学園・太白荘）

本人の意思を尊重した個別支援計画に基づき、地域移行に向けたトレーニング体制の整備・確立とケアホームの設置等、多様な移行先の確保に努めるとともに地域生活の定着支援としてのアフターフォローを実施します。

(3) 精神障害者の社会的入院解消に向けての取り組み（援護寮）

医療機関との連携による日中活動体験や宿泊体験、就労に向けた買い物や外出等の生活訓練及び就労に向けた施設内外の職場実習をとおして、利用者の主体性に基づいた地域移行の推進に取り組みます。

(4) 発達障害者支援センターの運営（啓佑学園）

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」として、利用者とその家族の支援を強化するとともに支援関係機関と連携した相談会やケア会議等の実施、研修会等をとおして家族及び関係機関等に対する普及啓発に努めます。

(5) 重症心身障害児（者）通園事業の推進（七ツ森希望の家）

新規事業としての体制整備のため、重症心身障害児（者）通園事業B型連絡協議会との連携及び情報の収集を行なうとともに、利用者の安定した確保と職員研修に努めます。

2 高齢者施設等では、利用者一人ひとりの心身の状態に合わせた個別支援計画に基づいた支援に努めます。

(1) 高齢者が満足を得られる質の高いサービスの提供（和風園）

24時間支援体制の介護スタッフと医療スタッフとが連携し、医療機関等の協力のもと、医療的ケア（嚥下困難・胃ろう・透析等）やターミナルケア（本人及び家族の承諾により）に取り組むとともに、認知症の利用者を対象に逆デイサービス及び施設内（やすらぎの家）を活用した小グループケアに取り組みます。

(2) 高齢者自立促進事業の展開（偕楽園）

「体験の家」を利用した宿泊体験や「逆デイサービスなごみ」を利用した日中体験をとおして、心身ともに活力を取り戻す支援機能の強化と再び地域生活に戻る仕組みづくりに取り組みます。

(3) 在宅高齢者の支援（介護研修センター）

介護者等を対象に各種研修等の開催をはじめ、相談者のニーズに合わせた、専門職員による福祉用具の紹介や住宅改造等の相談を実施し高齢者の自立を支援します。

V 適正な法人運営と経営基盤の強化

1 コンプライアンス（法令遵守）経営を推進する中で信頼性・透明性を確保し、より適正な法人運営を目指します。

(1) 倫理綱領の実践等による質の高いサービスの提供

利用者の人権を尊重し、倫理綱領及びその具体的行動計画の実践や身体拘束に至らない支援等により、質の高いサービスを提供します。

(2) リスクマネジメントの推進

法人経営、災害、事故等のリスクに備え、財務管理の強化、交通事故防止、ヒヤリ・ハット体験報告による事故防止への取り組み等を行ないます。

(3) 相談・苦情に対する適切な解決

法人が提供する福祉サービスについて、利用者及びその家族、第三者等からの相談・苦情等に対し、プライバシー保護に十分配慮し、適切な対応に努めます。

(4) 情報開示による経営の透明性の確保

事業と財務の状況等をホームページ、広報誌等で公開し、経営の信頼性・透明性の確保に努めます。

2 経営状況を的確に把握し、将来の事業展開をも念頭に置いた財務管理と事業管理を進め、自主・自立的経営を目指します。

(1) 適切な基金・資金管理、予算執行

基金、資金を適正に運用・管理するとともに、積立金、引当金等の計画的確保に努め、経営基盤の強化を図ります。

(2) 中長期ビジョンの策定

指定管理者制度の下、今後の社会福祉施設のあり方について、県との協議等を踏まえて検討を行ないます。

(3) 次期指定管理制度下を見据えた財政基盤の再検討

指定管理施設等の経営分析、人事制度の見直し等を行ない、より適正な経営に努めます。

(4) 事業評価の実施

重点事業等について、事業の計画的、効率的な実施と事業目的の達成度、効果等を検証することにより、利用者のニーズに適ったより効果的な事業の展開を図ります。

3 時代の変化に対応できる高い資質を備えた職員を育てます。

(1) 幹部職員研修の強化

自主・自立的組織運営を行なっていくため、幹部職員の意識改革とスキルの向上を図ります。また、仕事を通して部下職員を育成していくOJTを推進します。

(2) 非正規職員研修の強化

嘱託職員、臨時職員が業務に必要な知識・技術を習得しスキルアップが図れるよう、研修会に参加させるほか、所属ごとの研修を行ないます。

4 社会福社会館等の経年劣化・老朽化に伴う改修工事を行ない、利用する方々に安心・快適な環境を提供します。

(1) 社会福社会館の改修工事

経年劣化による改修として、屋上の防水工事及び電気設備移設工事、貸事務所床改修工事、1階身体障害者用トイレ改修工事等を行ない安全且つ衛生上の対策を講じます。

(2) なかやま山荘大浴場等の改修工事

経年による老朽化と利用者のサービス向上のため、大浴場等の改修工事を行ない、本物志向の流れに対応し、天然温泉であることのアピールを強化します。